

## 酒々井町就学指定校の変更に係る審査基準

令和7年8月1日現在

区分	事例	許可期間	必要な添付書類	指定校変更	
1 住所異動	① 学期途中のため、今学期終業まで現在校に通学させる場合。	その学期が終業する日まで	(不要)	○	
	② 卒業学年のため、卒業まで現在校に通学させる場合。	卒業する日まで	(不要)		
	③ 住宅購入資金の融資を受けるため住民票を異動するが、旧住所に居住している場合。	転居完了まで	建築工事請負契約書、売買契約書等の写し		
	④ 住所変更前でも、住宅の建築・購入等により転居することが確かに、通学に無理がない場合。	転居完了まで(概ね1学期間、場合によっては協議を要する。)			
	⑤ 住居の改築等で一時的に学区外に転居するが、現在の学校に引き続き通学する場合。	改築等完了まで			
2 地理的条件	① 上岩橋上郷地区(線路から東酒々井側)は通学距離が圧倒的に大室台小学校の方が短く、大室台小学校へ入学を希望する場合。	入学から卒業まで	(不要)	○	
3 家庭事情	① 保護者の就労状況、病気等により、下校後の保護に欠ける状態であり、希望校の近くに保護先が確保されている場合。(原則として小学生の場合)	その学年末まで(毎年更新)	身元引受け書 在職証明書	○	
	② 両親ともに児童・生徒の適正な監護養育に欠けるため、希望校の近くに親戚代行者が養育する場合。				
	③ 家庭の事情(両親の離婚等)により、本人の精神面に多大な負担を与える事情があり、教育環境面に配慮を要する場合。	申請理由の消滅まで	校長名による理由書		
	④ 家庭の事情(債権者からの逃避等)により、住民票を異動できず居住地を明らかにすることが困難と認められる場合。				
4 いじめ・不登校	① 学期途中で転居をしたが、子どもの性格の問題で、すぐに転校させることより、通いなれた学校で指導する必要があると思われる場合。	その学年末まで	校長名による理由書	○	
	② いじめや精神の状態による不登校などで、転校することによって改善がのぞめる場合。	その学年末まで			
5 兄弟姉妹関係	① 兄弟姉妹が学区外の学校に通学している場合に、その兄弟姉妹と同じ学校への通学を希望する場合。	その学年末まで(毎年更新)	(不要)	○	
6 その他	① その他の事由により、教育長が承認した場合。	必要と認めた期間	必要と認めた書類	○	

※ いざれも学区外からの通学であり、児童・生徒の通学に係る負担や安全面を第一に考えて審査いたします。